

令和5年度 第2回

学校部活動の地域連携・地域移行に関する連絡協議会協議要旨

日 時：令和5年10月13日（金）から10月27日（金）まで

場 所：都内各所

委員

東京都教育庁指導部活動振興担当課長
東京都生活文化スポーツ局総務部企画担当課長
東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部地域スポーツ振興担当課長
東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部パラスポーツ課長
東京都生活文化スポーツ局文化振興部文化政策担当課長
東京都教育庁総務部企画担当課長
東京都教育庁指導部主任指導主事（部活動振興担当・インターハイ担当）
東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事
東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事
公益財団法人東京都体育協会事業部長
一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会会長
公益社団法人東京都障害者スポーツ協会スポーツ振興部地域スポーツ振興課課長
東京都市町村体育協会連合会理事長（一般社団法人小平市体育協会会長）
東京都吹奏楽連盟理事長
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会参与
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演芸術振興部振興事業課課長
東京都中学校体育連盟会長（足立区立江北桜中学校長）
東京都中学校文化連盟会長（大田区立雪谷中学校長）

山本 一之介
芳賀 敦
前原 淳
上山 亜紀子
桜井 健士
大熊 正浩
大村 賢治
澁谷 創平
齊藤 博之
峯岸 智行
新島 二三彦
佐々木 ゆみ
荒武 宗昭
齊藤 厚子
大和 滋
松江 史乃
金子 哲朗
柳 歆子

事務局

東京都生活文化スポーツ局総務部企画計理課課長代理（企画担当）
東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部スポーツ課課長代理（地域スポーツ担当）
東京都生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課統括課長代理（文化政策担当）
東京都教育庁総務部教育政策課課長代理（企画担当）
東京都教育庁指導部指導企画課課長代理（体育・健康教育担当）
東京都教育庁指導部指導企画課指導主事
東京都教育庁指導部指導企画課指導主事

山本 達也
若菜 大介
北代 崇
阿部 隆幸
信 雅之
濱島 浩二
谷川 圭

趣 旨 説 明

【教育庁職員】 第2回の協議会は、学校部活動の地域連携・地域移行に関係する団体の状況を、より具体的に把握するため、教育庁の職員が、各委員が所属する団体等を訪問し、個別に協議・情報交換したのち、委員全員で共有する形式により実施する。

協議・情報交換

「学校部活動の地域連携・地域移行に関係する団体の状況」

【公益社団法人東京都障害者スポーツ協会】 東京都障害者スポーツ協会は、東京都に在住する障害のある人の心身の健康の保持増進と自立、社会参加の促進を図るため、スポーツの奨励振興に関する諸事業を行い、もって障害のある人の福祉の向上に寄与することを目的としている。障害のある人のスポーツ活動の奨励振興事業、各種障害者スポーツ大会の開催と協力事業、障害のある人のスポーツに関する理解啓発事業、障害のある人の健康の保持増進と障害のある人のスポーツに関する調査研究事業、東京都障害者スポーツセンターの施設経営などを行っている。

特別支援学校における部活動の地域連携・地域移行においては、障害特性等を踏まえた指導が重要となる。地域の指導者の立場で考えると、障害特性等が分からない状態で、いきなり指導を引き受けることは難しい。そのため、まずは地域連携によって学校部活動に外部指導者として携わり、指導者が障害特性等を十分把握したのち、地域移行へと進めていくことが現実的であると考えられる。

学校からの相談については、東京都障害者スポーツ協会の障害者スポーツ地域サポート事業における相談窓口を活用できるが、相談件数が多くなると対応が難しくなることも考えられる。

東京都障害者スポーツ指導者協議会から、東京都教育支援機構の人材バンクへの登録を呼び掛けてもらうことは可能である。

(令和5年10月13日(金)午後4時から午後5時まで)

【東京都市町村体育協会連合会】 東京都市町村体育協会連合会は、東京都市町村総合体育大会の企画・運営を主たる事業として実施している。東京都市町村総合体育大会は、多摩地域の都民に広くスポーツを普及し、健康で明るい生活を営むための一助となることを目的としており、14競技22種目で実施している。多摩地域の全市町村から代表選手が参加する。

当団体は、多摩地区の体育協会からなる連合会であり、各体育協会から地域の中学校等に指導者を紹介している事例は複数あるものと認識している。ただし、各体育協会の連携は組織的なものではなく、例えば、連合会として、近隣の自治体に指導者の派遣を打診したり、自治体間で指導者を紹介し合ったりといったことは、現状ではない。

連合会から紹介できる協力団体としては、各市町村の体育協会が考えられる。体育協会ごとに規模や従事職員の状況が異なり、ごく小規模で運営している体育協会から、市の体育館の運営等を受託している比較的大規模な体育協会まで、多様である。そのため、部活動の地域連携・地域移行への各体育協会の協力の内容について、連合会として約束することは難しい。

関係する各種の会議などにおいて、部活動の地域連携・地域移行について周知することは可能である。令和5年11月27日(月)開催予定の常任理事会において、部活動の地域連携・地域移行をテーマとして、各地区の取組や進捗状況等について、情報交換する予定である。

(令和5年10月16日(月)午前10時から午前11時まで)

【一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会】 東京都スポーツ推進委員協議会は、スポーツ推進委員の資質向上とスポーツ推進委員会の機能強化を図り、相互の連絡を密にして協調体制を確立し、もって東京都のスポーツ振興に寄与するとともに、社会の変化に応じた地域スポーツの推進に係る事業を行い、地域住民の健康づくりや生涯を通じたスポーツ習慣の形成を図り、地域スポーツの発展に寄与することを

目的としている。スポーツ推進委員及び地域委員会の資質の向上に関する研修会、講習会、研究大会、研究協議会の開催に関する事業、地域スポーツに関する情報提供、情報収集、統計、研究事業、地域スポーツに関する普及啓発及び推進事業、各種スポーツ団体及び地方公共団体等との連携・協働、連絡調整、助言、支援に関する事業、障害者スポーツに関する普及啓発及び推進事業、スポーツ推進委員の顕彰に関することなどを行っている。

なお、スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づき、市町村におけるスポーツ推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う者である。事業の企画・立案や運営のほか、地域住民・行政・スポーツ団体の間の円滑な連携の調整などを行い、地域スポーツの中核的役割を担うことが期待されている。

東京都スポーツ推進委員協議会として、指導者の確保について、各区市町村の方向性が定まり、依頼があれば、協力することは可能である。

部活動の地域連携・地域移行において、スポーツ推進委員に求められる役割は、各区市町村により異なることが予想される。指導だけでなく、コーディネーターとしての役割が重要になると考える。

令和6年2月17日（土）開催予定のスポーツ推進委員の研修会において、部活動の地域連携・地域移行をテーマとして、各地区の取組や進捗状況等について、情報交換する予定である。

（令和5年10月16日（月）午後3時から午後4時まで）

【東京都吹奏楽連盟】 東京都吹奏楽連盟は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟の会員連盟として、東京都小学校吹奏楽連盟、東京都中学校吹奏楽連盟、東京都高等学校吹奏楽連盟、東京都大学吹奏楽連盟、東京都職場吹奏楽連盟、東京都一般吹奏楽連盟により組織されている。一般社団法人全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に則し、連盟の事業活動等を通して東京都の吹奏楽による音楽の向上、普及を図り、もって我が国の音楽文化発展に寄与することを目的としている。コンクール、アンサンブルコンテスト、マーチングコンテスト等各種大会の開催、吹奏楽祭、ゴールデンパレード等の演奏会、講習会及び研究会の開催、部門連盟に係る助成などを行っている。

吹奏楽等の活動において、吹奏楽部所属の大学生を指導者として活用することと併せて、多くの音楽大学を擁する東京の利点を生かし、各音楽大学へ働き掛けていただくことで、楽器について専門的に学んでいる学生を選任することが可能だと思われる。各音楽大学への働き掛けも強化してほしい。

また、当団体から、東京都大学吹奏楽連盟や東京都一般吹奏楽連盟に相談することも可能である。一般の吹奏楽団体の中には、安定的に使用できる活動場所を確保したいと思っている団体がある。それらの団体に学校施設の休日使用を終日で許可し、例えば、午前は中学生と一緒に活動し、午後は団体としての練習を行う、といったことも考えられる。各吹奏楽団体と個別に調整していく必要がある。

（令和5年10月17日（火）午後4時から午後5時まで）

【公益財団法人東京都体育協会】 東京都体育協会は、東京都におけるスポーツの統一組織として、スポーツを振興し、都民の体力向上及び健康増進を図り、豊かな人間性を育み、競技スポーツを発展させることを目的としている。この目的を達成するため、東京都、公益財団法人日本スポーツ協会、東京都内の各競技団体及び区市町村体育協会などとも協力し、都民体育大会及び都民生涯スポーツ大会の開催、東京都を代表する選手や将来が有望な選手の育成、国民体育大会への選手・役員の派遣、都内競技団体の組織基盤整備に向けた支援、スポーツ少年団をはじめ青少年スポーツの育成、スポーツ振興に係る事業、スポーツ振興に関する各種表彰、研修などを行っている。

総合型地域スポーツクラブ関連事業に関しては、令和5年度から、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団から事業移管されている。地域スポーツクラブへの指導者派遣事業においては、地域スポーツクラブと既に関係が構築されている講師等について、謝金を支出している場合が多い。

また、公益財団法人日本スポーツ協会の方針等に基づき、活動実態や運営実態、ガバナンス等についての要件を基準として、総合型地域スポーツクラブの登録・認証を推進している。登録・認証されたクラブの具体的な状況等については、各区市町村のスポーツ主管課が把握している。

（令和5年10月25日（水）午前10時から午前11時まで）

【公益社団法人日本芸能実演家団体協議会】 日本芸能実演家団体協議会は、俳優、歌手、演奏家、舞踊家、演芸家などの実演家や実演芸術分野のスタッフ・制作者等の団体を正会員とする公益社団法人である。多様な実演芸術の創造と享受機会の充実により心豊かな社会をつくるため、実演芸術活動の推進と実演の円滑な利用を促進するとともに、実演家の地位の向上と実演に係る著作隣接権者の権利の擁護を図り、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的としている。実演家の著作隣接権の処理に関する業務、実演家に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り決め、徴収及び分配、実演家に係る商業用レコードの貸与の許諾に係る使用料及び貸与に係る報酬に関する権利行使の受任、額の取り決め、徴収及び分配、私的録音録画に係る指定管理団体が行う実演家に係る私的録音録画補償金の分配に関する業務、実演芸術の担い手に関する技能、技術向上のための事業、実演芸術の伝承、創造、公演、普及を促進し、その価値を向上し、発展させるための事業、事業実施に必要な施設の設置・運営、実演芸術及び実演に係る著作隣接権に関する内外諸問題の総合的調査と研究及び提言などを行っている。

令和4年度、文化庁の「地域部活動推進事業及び地域文化倶楽部創設支援事業」として、小学生及び中学生を対象とした体験事業を実施した。令和5年度は、東京都と連携して「キッズ伝統芸能体験」を実施している。

古典芸能などは流派により指導体系等が異なるため、平日の活動と休日の活動との連続性が重要となる。公演等は休日に行われることが多いため、演者や演奏家は協力したい気持ちがあっても、実際に指導に当たることは、なかなか難しい実態がある。

小学生や中学生の体験機会を確保することは、ぜひとも推進していきたい。当団体も、指導者派遣等のコーディネートを行うことができる。

(令和5年10月27日(金)午後4時から午後5時まで)

連 絡

【教育庁職員】 本日、いただいた御意見を踏まえ、今後、事務局において課題等を整理し、部活動検討委員会との連携を調整していく。

また、部活動の地域連携・地域移行に協力していただける団体の相談窓口等を集約し、一覧表を作成することを検討していく。

次回、第3回は、令和6年1月に開催を予定している。詳細については、後日、連絡する。

本日の協議の要旨は、後日、委員全員で共有するとともに、東京都教育委員会のホームページに掲載する予定である。